

報道関係各位

令和5年2月16日

## 沼津市職員の懲戒処分について

### 1 概要

令和5年1月23日(月)午前9時44分頃、本市職員が、公務上、イノシシの捕獲作業中、運転していた公用車を本市の特別職非常勤職員に誤って衝突させ、水路に転落させ、死亡させた。

本日2月16日付けで当該職員を停職6月の懲戒処分とした。

### 2 処分

- |                    |                                     |
|--------------------|-------------------------------------|
| (1) 処分年月日          | 令和5年2月16日                           |
| (2) 処分内容           | 停職6月                                |
| (3) 処分理由           | 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号による            |
| (4) 被処分者           | 産業振興部農林農地課 会計年度任用職員<br>水野口 武良 (66歳) |
| (5) 関連処分<br>(監督責任) | 被処分者の上司 農林農地課長 訓告                   |

問い合わせ先

沼津市役所 人事課 人事・研修係

電話 055-934-4707

FAX 055-934-5011